

仕様書 3（清掃業務委託）

1 基本的事項

(1) 業務の目的

美術館の美観上及び環境保持上必要な日常清掃及び特別清掃を行うもの

(2) 清掃業務管理責任者の設置

乙は、乙又は清掃業務従事者の中から清掃業務管理責任者を選任し、清掃業務従事者の指揮、監督の業務に当たらせるとともに、本業務のうち清掃業務全般にわたり責任をもって業務の遂行に当たるものとする。

(3) 要員の配置

原則として午前8時から正午までの勤務を1人として要員を配置するものとするが、あらかじめ甲乙協議して変更できるものとする。

(4) 待機場所

別途、甲が指定（休憩室あり）

2 遵守事項

日頃より清掃業務全般について、警備業務担当者及び設備運転保守管理業務従事者と密に連携をとり、安全かつ円滑に業務を進めるよう心がけること。

3 清掃器具及び材料

業務に使用する器具及び材料の調達は、本業務に含むものとする。また、使用する器具及び材料は、品質良好なものを使用しなければならない。

4 作業内容

(1) 巡回清掃

午前8時から正午まで館内外を巡回し、美観の維持に努めること。

(2) 清掃範囲

巡回清掃において、項目ごとの仕様は次のとおりとする。

ア 床面（収蔵庫内部を除く館敷地内全域）

石床およびタイル・・・集塵清掃後、必要に応じ水拭き・乾拭き
カーペット・・・集塵清掃

イ ガラス

玄関ガラス、各種窓ガラス（低所に限る。）の全面洗浄を行い、美観を保つこと。
（※ステインドガラスは、清掃対象外）

ウ 手すり、扉、壁面（展示室は対象外）、椅子、机及び什器類

塵払い後、乾拭き

エ トイレ

洗剤を使用し、全面洗浄。男子トイレ小便器は、目皿を外して洗浄
トイレットペーパーの補充（トイレットペーパーは支給）

手洗い用洗剤は、甲において、別途手配

オ 流し台（2箇所）

茶殻、ゴミを処理し、流し台排水溝のゴミを除去するなど常に清潔に保つこと

カ 事務室

ゴミの回収（早朝1回）及び床面清掃（早朝1回・乾式）

キ 廃棄物の集約と回収場所への搬出（収集用ゴミ袋は支給）

ク 敷地内の清掃と庭園の散水（草刈りは甲において別途手配）

ケ その他、あらかじめ協議して決定した作業

コ 感染症防止のための除菌作業

コインロッカー、トイレ等不特定多数が触れる場所の除菌作業（適宜）

(3) 特別清掃

年4回特別清掃を行うものとする。ただし、令和9年度においては年3回とする。

日程については、美術館と協議の上、決定するものとする。

ア 床面

石床・・・ワックス塗布（塵等を除去後、ワックスを塗布）

イ 樋、側溝の清掃

(4) 定期作業

巡回清掃及び特別清掃のほかに、定期作業として随時（年1回以上）、下記の作業を行う。日程や内容については、甲と協議の上、決定するものとする。

床タイルカーペット洗剤洗浄／洗浄樹脂塗布／展示ケースのガラス磨き（主に乾拭き、高所作業車を使用せず対応できる範囲で可）／展示照明器具の清掃／下水排水管の清掃／企画展示室風除室、國富奎三コレクション室南入口モヘア部分及び扉周辺の清掃／アトライブラリー、ミュージアムショップの窓ガラス磨き（水拭き及びクリナー使用、高所作業車を使用せず対応できる範囲で可）／鼠・害虫及び昆虫類の防除／樋及び排水路の清掃（屋上を含む。）／本館収蔵庫及び作品保管庫内部の清掃／その他、企画展の内容に応じた企画展示室内での清掃作業 など

(5) 業務実施に際しての注意事項

ア 全般に係る注意事項

(ア) 館の業務運営に支障のないようにすること。

(イ) 内装仕上げ材の特性を十分検討の上、最適の清掃資材を使用すること。

(ウ) 引火性危険物の使用、又は高所で行う特殊作業の場合は、十分な安全措置を講じること。

(エ) 開館時間中に業務を実施する場合は、来館者の安全を確保するための必要な措置を講じること。

(オ) 早朝作業等の開館時間外における作業については、警備業務担当者及び設備運転保守管理業務従事者との連絡を密に行い、機械の誤報を含め防犯上及び作品管

理上の問題等が生じないようにすること。

イ 個別に係る注意事項

- (ア) カーペット床は、真空掃除機で集塵し、洗浄した場合はクリーニング仕上げすること。
- (イ) 掃き掃除は吸塵剤を散布し、真空掃除機を使用するなどして粉塵を防止すること。
- (ウ) 水拭き掃除は清水を用い、モップ等の使用の際には汚水飛散の防止に努めること。
- (エ) クッションフロアシート、石貼及びホモジニアス系タイル等の床面は適正洗剤で洗浄し、樹脂ワックス等を塗り研磨機による仕上げをすること。
- (オ) 特に展示室内や美術品周辺で薬剤を用いて清掃作業にあたる際には、美術館と相談の上、許可を得ること。
- (カ) トイレのトイレットペーパー、手洗い石鹸液及び感染症対策の消毒液は、随時巡回して補充すること。
- (キ) 一般廃棄物（ゴミ、茶殻、紙屑等）は、甲が支給する回収袋で回収し、甲が指定する場所に集積した上で、一般廃棄物収集運搬業許可業者に搬出させること。
- (ク) 産業廃棄物（一般廃棄物以外のもの）は、甲が定めた区分により仕分けた上で、甲が指定する場所に集積した上で、産業廃棄物収集運搬業許可業者に搬出させること。
- (ケ) 館内のゴミの集積場所についてはあらかじめ指定するなどし、他の物品等が誤って廃棄されることのないよう、整頓及び管理を行うこと。
- (コ) 庭園等敷地内の清掃並びに植木類への散水は適切に行うこと。
- (ク) 収蔵庫及び美術品の展示された箇所の作業については特に慎重に行うこと。
- (シ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく昆虫類の駆除は年 2 回以上行うこと。